

令和7年度保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務  
公募型プロポーザル実施要領

静岡市役所地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

1 趣旨

「健康長寿のまち」の実現に向け、静岡市地域福祉共生センターにおいて、その設置目的に則り、市民の誰もができる限り健康で、互いに支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域福祉の推進を図る業務を実施する。

この要領は、本業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザルについて、必要な事項を定めることとする。

2 委託業務概要

(1) 業務の名称

令和7年度 保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務

(2) 委託業務の内容

詳細は別紙「静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務 仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託見積上限額

1,835,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を見積金額の上限とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

委託業務完了報告書の提出後に行う検査に合格した後に請求書を提出するものとし、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

ただし、受託者の希望により、1回の支払額を委託料の半額以内として、年2回を限度に前金払いに応じるときがある。

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加する者は、申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 本業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であること。

(2) 仕様書に基づき、本業務を確実に実施できる体制を整えられる者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である

こと。

- (4) 直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。また、国又は地方公共団体（静岡市を除く。）との契約に関して入札参加資格の停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 複数の法人で構成するグループで参加する場合は、次の条件を満たすこと。
  - ① グループの代表者となる法人を定めること。
  - ② 代表者以外の法人は、当該グループの構成員として扱う。
  - ③ 本業務の企画提案に単独で参加する法人は、グループの構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできない。
  - ④ グループの代表者及び構成員の全てが上記（1）～（8）の条件を満たしていること。

#### 4 スケジュール

内 容	期 限	注意事項
質問受付期限	令和7年3月28日（金） 午後5時まで	質問表【様式5】に記載の上、電子メールで提出すること。 電話・FAX等での質疑応答は行わない。 ※詳細は「5」記載のとおり
質問に対する回答	随時ホームページへ掲載	個別には回答しない。
プロポーザル参加申請書等の提出期限	令和7年4月11日（金） 午後5時まで	郵送又は持参（郵送の場合は必着） 提出場所：地域包括ケア・誰もが活躍推進本部（静岡市役所静岡庁舎14階） ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考（1次選考）	令和7年4月15日（火）まで	書類選考により5者程度を審査する。応募

		者が5者に満たない場合は書類選考を行わない。 ※詳細は「8（1）」記載のとおり
書類選考（1次選考） 審査結果通知	令和7年4月16日（水）	書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を通知する。 ※詳細は「8（1）」記載のとおり
プレゼンテーション （2次選考）	令和7年4月17日（木）から 18日（金）までの各日午前9 時から午後5時までの間で、 市が指定する日時	集合時間及び開催場所は別途通知する。 ※詳細は「8（2）、（3）」記載のとおり
最終審査結果の通知	令和7年4月中旬以降	※詳細は「8（4）」記載のとおり
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	最終審査結果通知後、1週間 以内	※詳細は「8（5）」記載のとおり
説明要求に対する回答	随時、個別に回答	※詳細は「8（5）」記載のとおり

## 5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式5】に記載の上、提出すること。

### （1）提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、電子メールのタイトルは「静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務 質問票（業者名）」とし、電子メールを送付したときは、その旨を電話（地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 054-221-1624）にて連絡すること。

### （2）提出先

静岡市地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 [chiikikea@city.shizuoka.lg.jp](mailto:chiikikea@city.shizuoka.lg.jp)

### （3）受付期間

令和7年3月28日（金）午後5時まで

### （4）回答方法

回答を作成次第、随時ホームページに掲載し、個別での回答は行わない。

なお、質問した者の名称（業者名）等は伏せた形で回答するので、注意すること。

## 6 提出書類等

### （1）提出書類

ア プロポーザル参加申請書【様式1】

1部

イ	会社概要書【様式2】	1部
ウ	商業登記簿謄本（直近3カ月以内のもの）	1部（コピー可）
エ	貸借対照表、損益計算書（直近1年分）	1部（コピー可）
オ	納税証明書	1部（コピー可）
	・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書	
	・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書	
カ	受託実績報告書【様式3】	1部
キ	暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】	1部
ク	企画提案書（任意様式）	正本1部及び副本7部
ケ	参考見積書	1部

- ・見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】¥123,000-

- ・金額は税抜で記載すること。
- ・事業の運営（人件費、消耗品費等）や環境整備に必要な備品類、施設設置及びそれらの維持管理に要する費用は全て本業務の実施経費に盛り込み、内訳を記載すること。
- ・代表者印を押印すること。
- ・見積上限額を超えないこと。なお、上限額は税込の金額であるので注意すること。
- ・記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

なお、グループで参加の場合は、代表者及び構成員それぞれについて、上記イからキまでの書類を提出すること。

(2) 提出方法

郵送（特定記録郵便等配達記録される方法）又は持参

(3) 提出先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所静岡庁舎14階）  
静岡市 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 誰もが活躍推進係

(4) 受付期間

土日祝日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(5) 提出期限

令和7年4月11日（金）午後5時必着

郵送で提出する場合は、この時間までに到達するように余裕を持って発送すること。

## 7 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

### (1) 書式等

- ア 用紙サイズはA4版縦を基本とし、A3版の折り込み可
- イ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ウ 企画提案書のページ数に制限はないが、基本的な考え方を簡潔にまとめ、15分で説明できる内容とすること。
- エ 提案書の表紙以外（業務資料及び見積書を除く。）には、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名・ロゴマーク等）を記載してはならない。
- オ 散逸しないような形で綴ること。

### (2) 記載項目

企画提案書には、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務 プロポーザル審査基準」記載の「評価項目」に沿った内容とすること。

### (3) 注意事項等

- ア 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- イ 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。

## 8 候補者の選考について

### (1) 書類選考（1次選考）

- ア 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、5者程度を審査する。
- イ 「静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務 プロポーザル審査基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査する。
- ウ 応募者が5者に満たない場合は、書類選考を行わない。
- エ この採点結果は、書類選考のみで使用し、プレゼンテーション（2次選考）では使用しない。
- オ 書類選考後、全ての参加者に選考結果を通知する。書類選考で審査した業者には、プレゼンテーションの集合時間及び開催場所を通知する。

### (2) プレゼンテーション（2次選考）の実施方法等

- ア 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
- イ プレゼンテーションにおける時間配分は、次のとおりとする。
  - ・説明：15分
  - ・質疑応答：10分

ウ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とし、応募法人の職員でない者の参加は認めない。(グループ参加の場合は、代表者及び構成員の両方が出席できるが、出席者は両方合わせて3人以内とする。)

エ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。なお、「パワーポイント」等の内容は、「企画提案書」の内容を抜粋し、又は再編集したものに限る。「パワーポイント」等で「企画提案書」に記載のない内容を新たに提案しても採点対象としないので、注意すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。

オ プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。

カ 必ず審査表の評価項目の上から順番どおりにプレゼンテーションを行うこと。

キ プレゼンテーション審査は、社名等を全て伏せた形で実施する。「パワーポイント」等に提案者を特定することができる内容の記述(具体的な社名・ロゴマーク等)を記載してはならない。また、出席者は、提案者を特定することができる内容(具体的な社名等)を発言してはならない。

ク 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション内容については非公開とする。

### (3) 評価方法等

ア 本市が設置する選定委員会における委員が評価者となる。

イ 審査は、「静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務 プロポーザル審査基準」に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得たものを本業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行う。

最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うときがある。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、本業務を担当しない市職員によるくじ引きで選定する。

ウ 以下の場合、要求水準を満たさないものとし、順位にかかわらず本業務の契約予定者として選定しない。

(ア) 審査員の合計点数が満点の6割未満の場合

エ 提案者が1者でもあっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、上記ウに該当した場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

オ 審査会は非公開とする。

(4) 最終審査結果

ア 最終審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

イ 最終審査結果の公表

契約予定者名及び審査結果については、公開することができることとする。

ウ 契約手続き等

選定結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結するための手続を行う。

(5) 契約予定者とならなかった者の説明要求

ア 契約予定者とならなかった者は、審査結果について説明を求めることができる。

イ 審査結果の説明を求めるときは、審査結果通知後1週間以内に、書面（様式任意）にて申し出ること。書面には、説明を求める事項を具体的に記載すること。（例：自社の評価項目別の採点結果など）

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

(1) 書類の提出期限を経過した場合

(2) 提出すべき書類に不足があった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

(6) その他、この書面に示された条件に適合しない場合

10 その他

(1) 提出書類等は返却しない。

(2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。

(4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。

(5) 提出書類は本市の選定手続きに必要な範囲において複製することがある。

(6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 参加申請書の提出後にやむを得ず辞退する場合は、辞退届【様式6】を提出すること。辞退届を提出して辞退した場合は、これを理由として以後の指名等（他のプロポーザルへの参加を含む。）について何ら不利益な取扱いを受けない。

(8) 仕様書の内容は受託者と協議の上、事業の根幹をなす部分を除き変更することがある。

11 問い合わせ

静岡市役所 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部  
誰もが活躍推進係

（※令和7年4月1日以降の名称  
静岡市役所 保健福祉長寿局 地域支え合い推進部  
地域包括ケア推進課 社会参加・就労支援係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎14階）

電話：054-221-1624

E-mail：chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

令和 7 年度保地委第 5 号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務仕様書

1 総則

静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

2 業務の目的・趣旨

「健康長寿のまち」の実現に向け、静岡市地域福祉共生センターにおいて、その設置目的に則り、市民の誰もがができる限り健康で、互いに支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域福祉の推進を図るための各種の講座等の開催及び啓発・情報提供を企画し、実施する業務を行う。

3 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。

(2) 生涯活躍のまち静岡推進事業における駿河共生地区の住民の社会参加促進及び地域・多世代交流の促進を担う機関との協働

駿河共生地区住民の社会参加を促進するための具体的な手法（参加対象の選定、呼びかけ方法、促進のため取組内容など）を企画し、実施すること。また、地域・多世代交流の促進を担う機関との協働を進めるための具体的な手法（協働先の選定、呼びかけ方法、協働する取組内容など）を企画し、実施すること。

(3) 地域福祉推進のための市民講座等の開催

地域の福祉団体や支え合い活動団体のネットワーク等を活用した講座・イベントを企画し、開催すること。

なお、講座・イベントは、市民が互いに支え合い、安心して暮らせるまちの実現に寄与するものとする。また、講座・イベント終了後も、地域福祉共生センターを拠点とした活動が展開されるよう、受講者の支援を行うものとする。

(4) ボランティア活動や地域福祉の啓発・情報提供

地域住民の社会福祉活動への理解と関心を深めるための啓発や情報提供を企画し、実施すること。

4 実績及び成果の目標値（K P I）

- (1) 業務の実施に係る実績及び成果の目標値の最低値は次のとおりとする。
- ① 講座等実施回数：3回
  - ② 講座等参加人数：合計60人
  - ③ 啓発・情報提供の実施回数：4回
- (2) 受託者は、上記(1)以上であり、かつ、実現可能性が高いと認められる目標値を設定し、提案すること。

## 6 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 7 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び磁気記録媒体等にて提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 実績報告書  
事業実施内容、成果、考察等を踏まえた地域福祉の在り方、今後の方向性等についても記載すること。
- (3) その他参考となる資料

## 8 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、静岡市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要な事項について静岡市と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、静岡市が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡市個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。
- (7) 本業務で得られた成果物（上記7の報告書を含む。）に係る全ての権利は、静岡市が所有するものとする。また、静岡市は、個人情報等の公開できない情報を除き、当該成果物を自由に公表し、また使用することができる。

(8) 本仕様書に定めのない事項については、静岡市、受託者双方が協議の上、これを決定する。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 再委託等における個人情報の取扱い

乙は、契約書第9条第1項ただし書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

10 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

# プロポーザル参加申請書

(宛先)

静岡市長

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

次の業務について、企画提案（プロポーザル）に参加を申請します。

なお、この申請書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 令和7年度 保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務

2 必要な資格

この企画提案に参加するに当たり、次の（1）～（8）の条件を満たしています。

- （1）本業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であること。
- （2）仕様書に基づき、本業務を確実に実施できる体制を整えられる者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （5）申請日から見積執行（徴収）日まで静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。また、国又は地方公共団体（静岡市を除く。）との契約に関して入札参加資格の停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （7）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- （8）本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

3 連絡担当者

（1）所属

（2）職・氏名

（3）電話番号

（4）E-mail

(注) 本プロポーザルにグループで参加する場合は、(申請者)欄の上部にグループ名を記載した上で、代表者となる法人の所在地・名称・代表者職氏名を記載すること。また、グループ構成員一覧表（それぞれの所在地・名称・代表者職氏名が記載されたもの、様式任意）を添付すること。

# 会 社 概 要 書

提 案 者	名 称	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号(内線)
	ホームページアドレス		F A X
		E-mail	

設立年月		資本金 (円)	
年間売上金 (円)		従業員数 (人)	
支社(支店)		関連会社	
会社の特色 認証取得等			
担当する 支店等	住 所		
	名 称		

年 月 日

## 受託実績報告書

(宛先)

静岡市長

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

「令和7年度 保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務」に係る関連の事業実績を次のとおり報告します。

## 関連の業務実績

契約名	業務概要	契約相手方	契約期間

- 1 本業務と同等又は類似の実績を優先的に記載してください。
- 2 国、地方公共団体などの公共組織体の実績を優先的に記載してください。
- 3 新規業務を優先的に記載してください。
- 4 行が不足する場合は適宜挿入してください。

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所 {  
法人にあっては、本店所在地

商号又は名称  
代表者職氏名 }  
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
  - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
  - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
  - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第1項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第1項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上



# 質 問 票

年 月 日

(宛先) 静岡市長

(提出者) 所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

「令和7年度 保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務」の企画提案について、  
次の事項を質問します。

番号	質 問 事 項			
担当者連絡先	部署 役職 氏名		電話番号 e-mail	

【様式6】

年 月 日

辞 退 届

(宛先) 静岡市長

所 在 地

名 称

代表者職氏名

「令和7年度 保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務」の企画提案について、応募書類を提出しましたが、都合により辞退いたします。

令和7年度 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務  
プロポーザル審査基準

公開用

評価項目	評価基準	配点	係数	点数	
1	事業実施方針	業務目的などの理解度が高く、業務取組に対する基本的な考え方についての確に提案されているか。	5	× 1	5
事業内容					
2	(1) 駿河共生地区の住民の社会参加促進及び地域・多世代交流の促進を担う機関との協働	駿河共生地区住民の社会参加を促進するための具体的な手法の提案はあるか。	5	× 1	5
		地域・多世代交流の促進を担う機関との協働を進めるための具体的な手法の提案はあるか。	5	× 1	5
	(2) 地域福祉推進のための市民講座等の開催	地域の福祉団体や支え合い活動団体のネットワーク等を活用した講座・イベントの提案はあるか。	5	× 1	5
		講座・イベントは、市民相互の支え合い、安心して暮らせるまちの実現に寄与するものであるか。また、終了後も、地域福祉共生センターを拠点とした活動が展開されるようなものか。	5	× 1	5
(3) ボランティア活動や地域福祉の啓発・情報提供	地域住民の社会福祉活動への理解と関心を深めるための啓発や情報提供の提案はあるか。	5	× 1	5	
(4) KPI	実績及び成果の目標値は、基準以上でより高い数値が提案されているか。また、目標値は、事業実施により目標達成が期待できる実現可能な数値が提案されているか。	5	× 1	5	
3	実施体制・スケジュール	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。また、適切かつ現実的なスケジュールとなっているか。	5	× 1	5
4	実績	本業務に関連した業務実績があるか。	5	× 1	5
5	委託料	見積額は提案内容に沿った妥当なものとなっているか。	5	× 1	5
合 計					50

## 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務委託契約書 【案】

委託者静岡市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に、静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和7年度保地委第5号 静岡市地域福祉共生センター地域福祉推進業務

（委託業務の要領）

第3条 委託業務の要領は、次のとおりとする。

- （1）施行の場所 静岡市駿河区南八幡町3番1号 静岡市地域福祉共生センター
- （2）委託の内容 （別紙1）仕様書のとおり
- （3）委託期間 契約日から令和8年3月31日まで
- （4）委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- （5）契約保証金 金 円 免除（契約規則第35条第3号の規定による）

（委託業務の完了報告及び検査）

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（必要な記録写真等を含む）を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、直ちに検査を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託料の支払）

第5条 乙は、前条の検査に合格した後第3条第3号に定める委託料に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、乙の請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も、また同様とする。

（個人情報の保護に関する事項）

第8条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙2）に定める事項を遵守しなければならない。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に前2条の規定を準用する旨を明記しなければならない。

3 乙は、前項の再受託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第10条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の職員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第10条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

（2）乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成15年規則第47号）第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 委託業務が第3条の期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前各号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

（市長への報告等）

第12条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第13条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有

する。

令和7年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

委託者 甲

静岡市長 難波 喬司

受託者 乙